

総務教育常任委員会資料

○総務教育常任委員会報告事項

- 報告事項1 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… 3
報告事項2 支払督促の申立てに係る訴えの提起について…………… 5

○経済福祉常任委員会報告事項

- 報告事項3 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例…………… 7
報告事項4 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例…………… 23
報告事項5 福島町子育て世帯生活応援給付金事業の実施について…………… 25

総務課・企画課・町民課

報告事項 1 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

これまで、新型コロナウイルス感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、「2類相当」の対応がとられていましたが、令和5年5月8日から、2類相当から5類に感染症法上の位置づけが変更となりました。

これにより、令和5年5月8日に人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する規則が公布、施行され、新型コロナウイルス感染症感染者又は感染の疑いがある者への特殊作業手当（伝染病防疫作業手当）の支給が廃止となったことから、当町においても人事院規則に基づき伝染病防疫作業手当の特例を廃止として改正するものであります。

2 改正の内容

附則（伝染病防疫作業手当の特例）の規定を削除するものであります。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

4 条例改正（案）

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和50年福島町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 <u>(伝染病防疫作業手当の特例)</u> <u>2 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて、感染者等に接して行う作業、感染者等が使用した物件の処理及びこれに準ずる作業に従事したときは、伝染病防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u> <u>3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円(感染者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円)とする。</u>	附 則 <u>(削る)</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告事項 2 支払督促の申立てに係る訴えの提起について

1 提案の概要

福島町ふるさと暮らし応援条例（平成 23 年条例第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する福島町出産祝金の交付を受けた 2 名が、令和 4 年 3 月及び同年 4 月にそれぞれ町外へ転出したため、同条例第 4 条第 2 項の規定により受給資格が取り消しとなり、同条例第 10 条第 2 号の規定に基づき返還を命令しております。

以後、再三に渡る返還督促にも関わらず返還が滞っており、自主的返還が見込まれないため、支払督促制度を活用し、返還金を請求するものであります。

なお、支払督促の手続きを進める中で、債務者から異議の申立てがあった場合は、民事訴訟法第 395 条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

2 債務者及び請求額

・債務者①

住 所	北斗市在住
氏 名	（個人）
事 件 名	福島町出産祝金の返還金請求事件
請求の内容	町外への転出に伴う受給資格喪失により発生した福島町出産祝金返還金のうち、未払返還金 970,000円

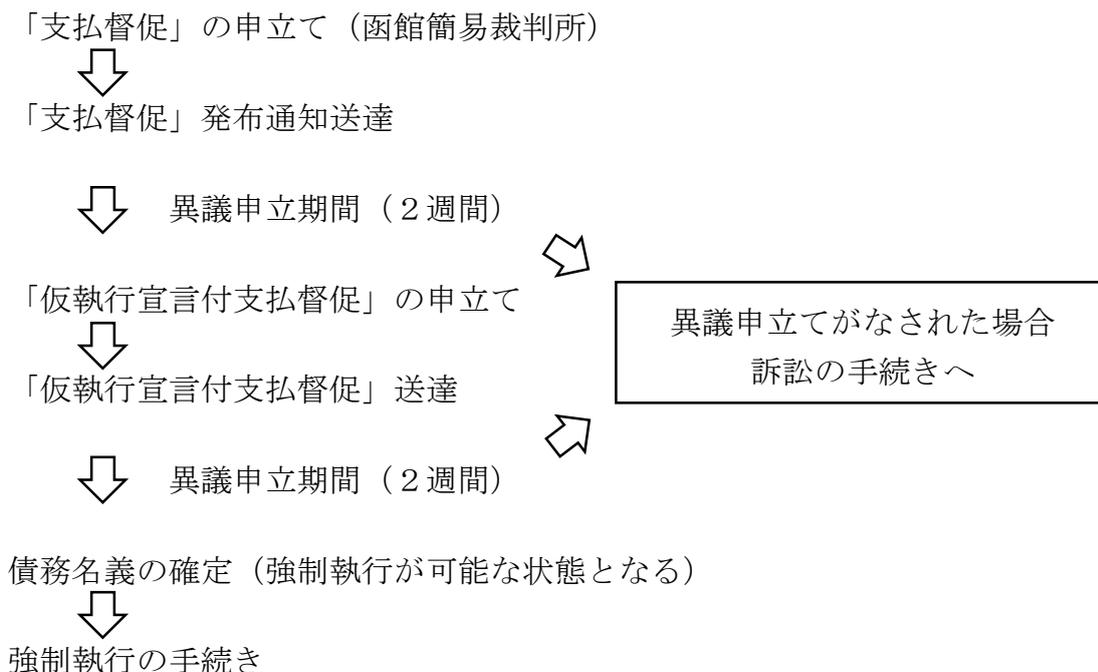
・債務者②

住 所	函館市在住
氏 名	（個人）
事 件 名	福島町出産祝金の返還金請求事件
請求の内容	町外への転出に伴う受給資格喪失により発生した福島町出産祝金返還金のうち、未払返還金 165,000円

3 今後の対応

本町としては、函館簡易裁判所に対し、福島町出産祝金の返還金の支払いを命ずる判決とともに、債務者が支払いに応じない場合に強制執行が可能となるように、仮執行宣言を求めるもので、函館簡易裁判所への「支払督促」の申立て後、「支払督促」発布通知を送達し、2 週間の異議申立期間経過後、「仮執行宣言付支払督促」の申立て、送達を行い、再度、2 週間の異議申立期間経過後、債務名義の取得を経て、強制執行の手続きに移行します。

○支払督促手続きの流れ



〈参考〉

民事訴訟法[抜粋]

（督促異議の申立てによる訴訟への移行）

第三百九十五条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

・地方自治法[抜粋]

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 ～ 十一 省略

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

報告事項3 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案の理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、関係する条例の改正を行うものであります。

2 改正の内容

関係する3条例の一部を改正します。

(1) 福島町子ども・子育て会議条例の一部改正（第1条関係）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、引用規定に条ずれが生じることから、本条例の一部を改正します。

(2) 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 （第2条関係）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する所管が、厚生労働省から内閣府に改正されたことから、本条例の一部を改正します。

(3) 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部改正（第3条関係）

学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い引用条項に変更が生じることから、本条例の一部を改正します。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。

4 条例改正（案）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（福島町子ども・子育て会議条例の一部改正）

第1条 福島町子ども・子育て会議条例(平成26年福島町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（設置）</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第77条第1項の規定に基づき、福島町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第72条第1項の規定に基づき、福島町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

（福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年福島町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

(福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条 第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条 各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条 第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条 第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条 第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場</p>

合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によつて、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定保護者の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げ

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によつて、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定保護者の該当する法第19条 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条 第2号に掲

る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)

5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) (略)

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)

5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号) **第25条** _____の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について**厚生労働大臣**が定める指針

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日 (法**第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(特別利用保育の基準)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号) **第25条第1項**の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について**内閣総理大臣**が定める指針

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日 (法**第19条 第1号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号 _____ 又は同条第2号に掲げる小学校就学前子ども

もに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども

(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

もに該当する教育・保育給付認定子ども」と、

第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る**法第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る**法第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子ども数」と、「**法第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**の総数**」とあるのは「**法第19条第1項**第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**の総数**」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額」と同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る**法第19条第1号**に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る**法第19条第2号**に掲げる小学校就学前子ども数」と、「**同号**_____」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども_____」とあるのは「**同条第1号**_____又は第2号_____」と、「**の同号**」とあるのは「**の同条第1号**」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額」と同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規

定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以

定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条 第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条 第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の

上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しな

小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しな

ければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「法第19条第1

ければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「同号

項第1号又は **第3号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる**法第19条第1項第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。))と、「**法第20条第4項の規定**

____による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる**法第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。))」と、同条第2項中「**法第29条第3項第1号**に掲げる額」とあるのは「**法第30条第2項第2号**の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「**前4項**」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が**法第19**

____又は**同条第3号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる**法第19条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。))と、「**同号**」とあるのは「**同条第3号**」と、「**教育・保育給付**」による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる**法第19条**

第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。))」と、同条第2項中「**法第29条第3項第1号**に掲げる額」とあるのは「**法第30条第2項第2号**の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「**前各項**」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が**法第19**

条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」

条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、

と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

報告事項4 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

1 提案の理由

令和2年4月1日付けで、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の一部が改正され、本条例附則第2条(職員に関する経過措置)については、経過措置の延長を図れるものでありましたが、事業運営に影響がなかったため、改正を行いませんでした。

今後、有資格者の確保が困難となる事が想定されますので、安定的な事業運営を行うために本条例を改正するものです。

2 改正の内容(附則第2条関係)

放課後児童支援員の資格に関する経過措置について、「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に及び、「平成32年3月31日までに修了することを予定している者」を「放課後児童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で町長が指定する日までに修了を予定している者」に改正します。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

4 条例改正(案)

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例(案)

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (職員に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者</p>	<p>附 則 (職員に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>当分の間</u> _____、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの(放課後児童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で町長が指定する日までに修了を予定し</p>

_____を含む。)』とする。

ている者を含む。)』とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告事項5 福島町子育て世帯生活応援給付金事業の実施について

1 事業の概要

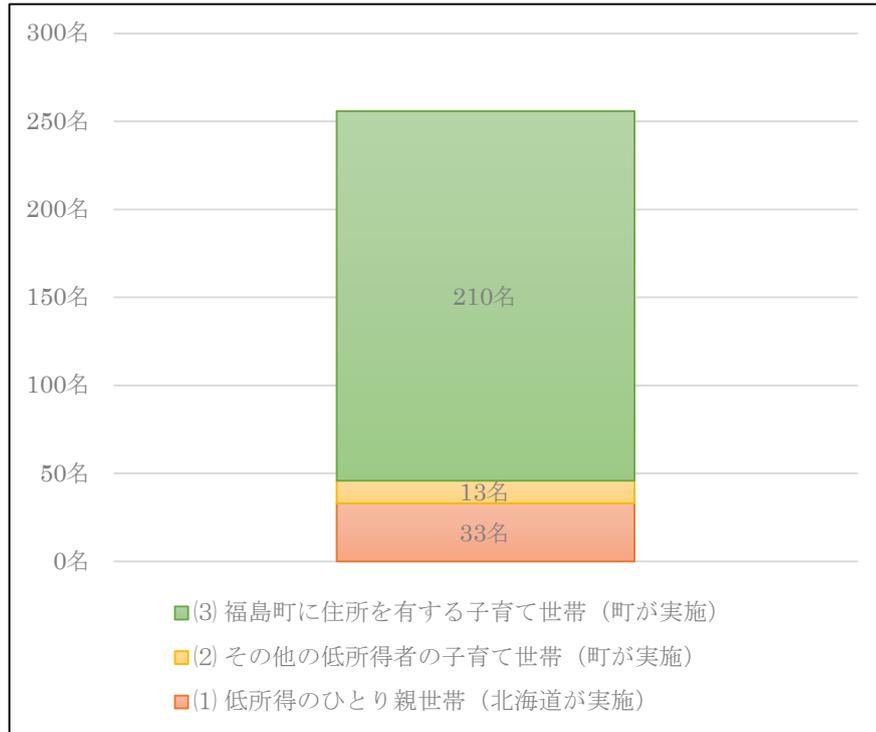
国では、令和5年度（令和4年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施するよう、各都道府県や市町村に指示しております。

町では、電気料金、燃料費及び食料品などの高騰が続く現下の状況を鑑み、国の低所得の子育て世帯等に対する支給対象者に加え、町単独事業として、地域の宝である子どもたち全体を対象に児童一人一律5万円を給付するものであります。

事業実施にあたっては、令和5年度福島町議会定例会6月会議に補正予算の提案を予定しております。

<p>1 支給対象者及び事業の実施主体並びに実施予算</p>	<p>(1) 低所得のひとり親世帯 ■事業の実施主体：北海道（全額国庫負担 10/10） ■給付対象：以下のいずれか該当する方 ①令和5年3月分の児童扶養手当支給を受けている方 ②公的年金等を受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方 ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど収入が児童扶養手当を受給する方と同じ水準となっている方 ■給付額：児童一人当たり 5万円 ■対象予定児童数：33名</p> <p>(2) その他の低所得者の子育て世帯 ■事業の実施主体：町 ■事業予算額：1,941千円 ※事務費含む（国庫負担 10/10） ■給付対象：(1)以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯 ※令和5年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については、20歳未満）、令和5年3月以降、令和6年2月末までに生まれる新生児 ■給付額：児童一人当たり 5万円 ■対象予定児童数：13名（児童扶養手当対象外の住民税非課税）</p> <p>(3) 福島町に住所を有する子育て世帯 ■事業の実施主体：町（町単独事業） ■事業予算額：10,709千円 ※事務費含む ■給付対象：(1)及び(2)の支給対象から除かれる子育て世帯 ※令和6年2月末までに生まれた新生児 ■給付額：児童一人当たり 5万円 ■対象予定児童数：210名</p>
<p>2 スケジュール</p>	<p>町が実施する給付スケジュールは下記のとおり予定しております。</p> <p>①6月21日 6月議会に補正予算を提案 ②6月下旬 予算議決後、対象者へ関係書類を送付 ~7月上旬 ③7月中旬 給付金の支給開始</p>

参考 支給対象者別の図式化した表



2 その他

国の地方創生臨時交付金（低所得者支援枠分）を活用し、物価高騰の負担が大きい低所得世帯の負担軽減を図ることを目的に、高齢者等を含む令和5年度の住民税非課税世帯に対しましても、1世帯あたり現金3万円の給付を同時期に実施する予定です。

<p>1 支給対象者及び事業の実施主体並びに実施予算</p>	<p>(1) 令和5年度住民税非課税世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事業の実施主体：町（全額国庫負担 10/10） ■事業予算額：30,200千円 ※事務費含む ■給付対象：令和5年6月1日を基準日として福島町の住民基本台帳に記載されており、住民税が非課税の世帯 ■給付額：対象世帯に、現金3万円 ■対象予定世帯数：925世帯
<p>2 スケジュール</p>	<p>町が実施する給付スケジュールは下記のとおり予定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①6月21日 6月議会に補正予算を提案 ②6月下旬 予算議決後、対象者へ関係書類の発送 ～7月中旬 ③7月下旬 給付金の支給開始 ～8月上旬